

富山高岡広域都市計画地区計画の変更（高岡市決定）

都市計画新駅周辺地区地区計画を次のように変更する。

名 称		新駅周辺地区地区計画
位 置		高岡市京田、下黒田、下黒田畑田、下黒田三俣目、赤祖父、 下伏間江の各一部
面 積		約 1 7 . 9 ha
地区計画の目標		新駅周辺地区は、高岡駅の南約 1. 5km に位置し、東西軸として（都）下伏間江福田線や北陸新幹線及び新高岡駅が、南北軸には（都）下関京田二塚線、（都）片原町伏間江線や、ＪＲ城端線が整備された交通の要所かつ利便性にすぐれた地区である。 このため、本地区は、新幹線開業効果を活かすとともに、新たなターミナルとしての利便性や多様な交通網等の利便性の立地特性を活かし、新高岡駅周辺に相応しいまちづくりを進める。
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	本地区は、広域的な玄関口として、交通結節点機能を有する施設の導入を誘導するとともに、（都）下伏間江福田線沿線においては沿道型の業務施設の立地、誘導を図り、良好な都市形成に資するにぎわいのあるまちづくりを進める。
	地区施設の整備方針	地区内の道路は、幹線道路を軸として、適正な規模の街区を形成するために必要な区画道路を配置、整備し生活環境の維持・向上を図るとともに、既設道路と有機的に機能するように配慮する。
	建築物等の整備方針	本地区は、北陸新幹線などの交通の利便性等の立地特性を活かしながら、交通結節点機能を有する施設などの新高岡駅周辺に相応しい建築物等の誘導を図る。

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	A地区
			地区の面積	約4.9ha
		建築物等の用途の制限		

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

建築基準法の条項を引用し、「建築物等の用途の制限」を定めている本地区計画について、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）の施行に伴い改正された建築基準法（平成 30 年 4 月 1 日施行）との整合を図るため、変更するものである。

計画図

